

青森県報

第三千五百三十号

平成二十四年
四月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

| | | | |
|--------------------------------|-------|---------|---|
| 公印の廃止 | | (総務学事課) | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 | | (同) | 二 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | | (同) | 二 |
| 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 | | (障害福祉課) | 二 |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | | (同) | 二 |
| 国土調査の指定 | | (農村整備課) | 三 |
| 基本測量の終了 | | (監理課) | 三 |
| 右 同 | | (同) | 三 |
| 右 同 | | (同) | 四 |
| 大規模小売店舗の新設に関する届出 | | (商工政策課) | 四 |
| 選挙管理委員会 | | | |
| 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 | | (事務局) | 五 |
| 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 | | (同) | 五 |
| 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 | | (同) | 七 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出 | | (同) | 八 |
| 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 | | (同) | 八 |

告 示

青森県告示第三百五十三号

平成二十四年三月三十一日、次の公印を廃止したので、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|-------------------------|-----|
| 公 印 の 名 称 | 中南地域県民局長印（地域連携部管理室分室専用） | 印 影 |
| 公 印 の 名 称 | 中南地域県民局長印（農村整備事務専用） | 印 影 |

青森県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 事業者 | 事業所 | 指定年月日 |
|--|--|-----------|
| 名称 有限会社社居宅支援ハート 主たる事務所の所在地 黒石市大字松原七八の一三 | 名称 ハート訪問看護ステーション 所在地 黒石市大字松原七八の一三 | 平成二四・九・三〇 |
| 名称 社会福祉法人同仁会 主たる事務所の所在地 三沢市大字三沢字淋代平一六の三九七 | 名称 やすらぎ訪問看護ステーション 所在地 三沢市大字三沢字淋代平一六の三九七 | 平成二四・三・三三 |

青森県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 休止年月日 |
|------------|----------------|----------|
| 医療法人伊藤眼科医院 | 弘前市大字南大町二丁目六の三 | 平成二四・四・一 |

青森県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
|---|---|------------------------------------|
| 富田医院 医療法人芳仁会野呂クリニツク 小児科 星野内科医院 | 弘前市大字富田三丁目三の三 弘前市大字品川町三八の一 八戸市東白山台三丁目一の五 黒石市大字市ノ町五 | 平成二四・三・三三 " 二四・四・一 二四・四・二 |

青森県告示第百五十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

| 区分 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----|--------------------|-------------|----------|
| 変更前 | 国民健康保険五所川原市立西北中央病院 | 五所川原市字布屋町四一 | 平成二四・四・一 |
| 変更後 | つがる西北五広域連合西北中央病院 | | |

青森県告示第百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|----|--------------------|-----|------------------|-------------|----------|----|--------------------|-----|-------------------|-------|
| 指定障害福祉サービス業者 | 名称 | 社会福祉法人愛生会 | 所在地 | 五所川原市大字金山字千代鶴一四二 | 障害福祉サービスの種類 | 共同生活介護 | 名称 | みなせ寮 | 所在地 | 五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一八の一 | 指定年月日 |
| | 名称 | 特定非営利活動法人ワイクハウスとわだ | 所在地 | 十和田市西四番町三の一 | 障害福祉サービスの種類 | 就労継続支援B型 | 名称 | 特定非営利活動法人ワイクハウスとわだ | 所在地 | 十和田市西四番町三の一 | |
| | | | | 平成 | 二四・四・三 | | | | | | |

青森県告示第三百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成二十四年四月十六日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|---------|------------------------------|
| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
| 南部町 | 大字坂渡の一部 | 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで |

青森県告示第三百六十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量・東北地方太平洋沖地震に伴う三角点改測）

二 作業期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

青森市
弘前市
八戸市
五所川原市
十和田市
三沢市
むつ市
つがる市
平川市

東津軽郡 平内町 蓬田村 外ヶ浜町

西津軽郡 鱒ヶ沢町 深浦町

中津軽郡 西目屋村

北津軽郡 中泊町

上北郡 野辺地町 七戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町

下北郡 東通村 佐井村

三戸郡 三戸町 五戸町 田子町 階上町 新郷村

青森県告示第三百六十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

二 作業期間

平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月二十三日まで

三 作業地域

- 青森市
- 弘前市
- 五所川原市
- つがる市
- 平川市
- 東津軽郡今別町
- 東津軽郡蓬田村
- 東津軽郡外ヶ浜町
- 西津軽郡深浦町
- 南津軽郡藤崎町
- 南津軽郡大鰐町
- 北津軽郡中泊町

青森県告示第三百六十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（災害復興計画基図作成に伴う空中写真撮影）

二 作業期間

平成二十三年五月十二日から平成二十四年三月三十日まで

三 作業地域

- 八戸市
- 階上町
- 六戸町
- おいらせ町

五戸町

南部町

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー五所川原店

五所川原市大字唐笠柳字藤巻七二四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役社長 捧雄一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役社長 捧雄一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

九、一四八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三三三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一 一五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一 二六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十四年三月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十四年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | | |
|---------|-------|-------|---------------------|--------------|
| 友政会 | 橋本 隆春 | 中村 毅樹 | 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附三三九の九 | 平成 二四・三・三 |
| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 年届月日出 |
|---------------------|--------------------------------|------------------|-------------------|--------------|
| 自由民主党青森県 軍恩支部 | 代表者 田中 正見 | 田中 正見 | 鎌田 勝栄 | 平成 二四・三・八 |
| 自由民主党大間町 支部 | 会計責任者 田中 正見 | 田中 正見 | 小枝 一郎 | 二四・三・八 |
| 自由民主党青森県 八戸市第三支部 | 会計責任者 千代谷 和子 | 千代谷 和子 | 横内 寿彦 | 二四・三・二四 |
| 自由民主党青森県 建設業支部 | 会計責任者 竹内 春繁 | 竹内 春繁 | 神 豊勝 | 二四・三・三〇 |
| 日本共産党青森県 委員会 | 会計責任者 高柳 博明 | 高柳 博明 | 小山内 勇一 | 二四・三・三〇 |
| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 年届月日出 |
| 工藤眞一後援会 | 代表者 工藤 清三 | 工藤 清三 | 工藤 正義 | 平成 二四・三・五 |
| 一戸兼一政経研究会 | 主たる事務所の所在地 弘前市大字田園 二の三の七 | 弘前市大字田園 二の三の七 | 弘前市大字東城 北三の四の七 | 二四・三・九 |
| 川端一松後援会 | 代表者 小島 一典 | 小島 一典 | 二本柳 年甫 | 二四・三・九 |
| 丸井ゆたか後援会 | 代表者 大川 晃 | 大川 晃 | 太田 卓 | 二四・三・九 |

| | | | | |
|----------------|--|------------------------|--------------------------|--------|
| 盛田えつ子後援会 | 代表者 木村 常紀 | 盛田 一栄 | 盛田 益三 | 二四・三・三 |
| 六新会 | 主たる事務所の所在地 上北郡六ヶ所村 大字尾駸字野附 四八 | 二四・三・三 | 二四・三・三 | 二四・三・三 |
| 丸野達夫後援会 | 代表者 丸野 庸子 | 丸野 庸子 | 田村 裕 | 二四・三・三 |
| 種市一正後援会 | 主たる事務所の所在地 三沢市大字三沢 字堀口一五の二 | 三沢市大字三沢 字堀口一五の二 | 三沢市大字三沢 字堀口一七の一 六六 | 二四・三・三 |
| ひらの敏彦後援会 | 代表者 平野 篤 | 平野 篤 | 平野 敏彦 | 二四・三・三 |
| 中田やすひと後援会 | 政治団体の名称 中田やすひと後援会 | 中田 峰子 | 中田 峰子 | 二四・三・三 |
| 靖友会 | 代表者 中田 峰子 | 中田 峰子 | 鹿内 史芳 | 二四・三・三 |
| 青森県土地家屋調査士政治連盟 | 代表者 柿崎 一志 | 柿崎 一志 | 岩澤 進 | 二四・三・三 |
| 苦米地繁雄後援会 | 主たる事務所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字畑刈下 九五の一 | 上北郡六戸町大字折茂字畑刈下 九五の一 | 上北郡六戸町大字大落瀬字下久保 一の二四三 | 二四・三・六 |
| 中野撃司後援会 | 代表者 中野 隆 | 中野 隆 | 中野 昭嗣 | 二四・三・五 |
| 中野渡詔子後援会 | 代表者 中野渡 昭子 | 中野渡 昭子 | 木明 和人 | 二四・三・四 |
| 鳴海つよし後援会 | 代表者 鈴木 千鶴子 | 鈴木 千鶴子 | 田島 政義 | 二四・三・三 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|--------|----------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|---------|-------------------|--------|---------|------------------|---------------|------------------|
| のりお後援会 | 笹原はるよ後援会 | | 木村守男青雲会連 合会 | | 木村守男後援会連 合会 | | 新しい青森をつく る会 | 堤喜一郎後援会 | 政経フォーラムA OMORI | 市政一新の会 | 工藤義春後援会 | オールパーフェク ト | 山本とめよし後援 会 | ますじん英文後援 会 |
| 代 表 者 | 会計責任者 | 代 表 者 | 会計責任者 | 主たる事務 所の所在地 | 代 表 者 | 主たる事務 所の所在地 | 会計責任者 | 代 表 者 | 会計責任者 | 会計責任者 | 代 表 者 | 主たる事務 所の所在地 | 代 表 者 | 主たる事務 所の所在地 |
| 石戸 尚 | 吉川 忠儀 | 笹原 はるよ | 桜庭 鉄男 | 弘前市大字親方 町四三 | 村上 辰美 | 倉光 重 | 三浦 亜矢 | 小笠原 幸一 | 斉藤 晃一 | 斉藤 晃一 | 小野 長道 | 平川市猿賀石林 五二の一 | 酒井 勝俊 | 十和田市東四番 町七の三一 |
| 関 晴民 | 笹原 志朗 | 笹原 房男 | 竹内 秀彰 | 南津軽郡藤崎町 大字葛野字前田 六二の一 | 葛西 正忠 | 大関 堯 | 山谷 桂子 | 高橋 利雄 | 北澤 勉 | 中村 義一 | 山口 孝一 | 平川市中佐渡南 田二〇の二 | 品木 長助 | 十和田市西一番 町一一の一 |
| 二四・三〇 | 二四・三〇 | | 二四・三〇 | | 二四・三〇 | | 二四・三〇 | 二四・三二 | 二四・三二 | 二四・三二 | | 二四・三六 | 二四・三六 | 二四・三六 |

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 山谷清文後援会 | | 代 表 者 | 板垣 正樹 | 立崎 達夫 |
| 会計責任者 | 三浦 亜矢 | 山谷 桂子 | 二四・三〇 | |

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 自由民主党青森県文教振興支部 | 平成二四・二九 | 平成二四・三二 |
| 自由民主党青森県環境保全支部 | 二四・三〇 | 二四・三〇 |

政党以外の政治団体

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 松本陽一後援会 | 平成三・三二五 | 平成四・三二 |
| 高田秀明後援会 | 三三・三三 | 二四・三五 |
| 川端一松後援会 | 二四・三九 | 二四・三九 |
| 青森子ども未来のち | 二四・三九 | 二四・三三 |

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 木村守男青森後援会 | 三・三・三 | 二四・三・二九 |
| 辻村斉後援会 | 二四・三・一九 | 二四・三・一九 |
| 福士誠後援会 | 三・四・一 | 二四・三・一九 |
| 相坂一則会 | 二四・三・二〇 | 二四・三・二二 |
| 相坂一則後援会 | 二四・三・二〇 | 二四・三・二二 |
| 工藤賢治後援会 | 三・三・一〇 | 二四・三・二二 |
| 後藤秀憲後援会 | 二四・三・一五 | 二四・三・二二 |
| 笹原博美後援会 | 三・三・三三 | 二四・三・二二 |
| 高田正俊後援会 | 二四・三・二〇 | 二四・三・二二 |
| むつ市政治研究会 | 二四・三・二〇 | 二四・三・二二 |
| 大島理森島守地区後援会 | 二四・三・二二 | 二四・三・二二 |
| 諏訪の会 | 二四・三・二二 | 二四・三・二二 |
| 角金洋一後援会 | 二四・三・二二 | 二四・三・二二 |
| 市政改革市民会議 | 二四・三・二六 | 二四・三・二七 |
| 松橋良則後援会 | 三・三・二五 | 二四・三・二七 |
| 明篠の会 | 三・三・三三 | 二四・三・二六 |
| 健政会 | 二四・三・二六 | 二四・三・二六 |

| | | |
|----------|---------|---------|
| 町田藤一郎後援会 | 三・三・一 | 二四・三・二六 |
| 今村魁次後援会 | 三・三・三三 | 二四・三・二九 |
| 小田桐信勝後援会 | 三・八・三 | 二四・三・二九 |
| 順誠会 | 二四・三・二六 | 二四・三・二〇 |

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

| 届出者の氏名 (公職の種類) | 資金管理団 体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届 月 日 出 |
|------------------------|-----------------------|----------------|----------------------|-----------------------|------------------|
| 一戸 兼一 (県議会議員) | 一戸兼一政 経研究会 | 主たる事務 所の所在地 | 弘前市大字 田園二の三 の七 | 弘前市大字 東城北三の 四の七 | 平成 二四・三・ 九 |
| 川崎 七保 (五戸町議会 議員) | 川崎七保後 援会 | 公職の種類 | 五戸町議会 議員 | 五戸町長 | 二四・三・ 二六 |
| 奈良岡 央 (県議会議員) | 政経フォー ラムAOM ORI | 公職の種類 | 県議会議員 | 青森市議会 議員 | 二四・三・ 二九 |

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定によ

り告示する。

平成二十四年四月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

| | | | | | | | |
|------------------|---------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|-------------------|
| 宮下 順一郎 (むつ市長) | 松橋 久美子 (東北町議会議員) | 角金 洋一 (八戸市議会議員) | 高田 正俊 (むつ市議会議員) | 笹原 博美 (平内町長) | 工藤 賢治 (黒石市議会議員) | 相坂 一則 (平内町長) | 届出者の氏名 (公職の種類) |
| 順誠会 | 明篠の会 | 諏訪の会 | むつ市政政治研究会 | 笹原博美後援会 | 工藤賢治後援会 | 相坂一則会 | 資金管理団体の 名称 |
| 宮下 順一郎 | 松橋 久美子 | 角金 洋一 | 高田 正俊 | 笹原 博美 | 工藤 賢治 | 相坂 一則 | 代 表 者 氏 名 |
| 六むつ市中央二の一の | 上北郡東北町字篠内 平三〇の一 | 八戸市南郷区大字島 守字十文字三八の四 | 九むつ市新町一一の二 | 東津軽郡平内町大字 東田沢字田沢三六 | 黒石市追子野木三の 一二五の一 | 東津軽郡平内町大字 小湊字小湊一六六 | 主たる事務所 在 地 |
| 二四・三・三〇 | 二四・三・二六 | 二四・三・二二 | 二四・三・三 | 二四・三・三 | 二四・三・三 | 二四・三・三 | 年 届 月 日 出 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭